

キャタピラー教習所の

2025年
6月1日

罰則付義務化
改正省令
施行

お早め
にご対応を

熱中症予防

管理者向け安全衛生教育

厚生労働省：「労働安全衛生規則」一部改正省令2025年4月15日交付

改正省令2025年6月1日施行



職場での
熱中症対策

事業者が対策を怠った場合
6カ月以下の拘禁刑か50万円以下の罰金

罰則付
義務化

熱中症に関する
原因、症状
予防対策を
学ぶことができます

管理者に求められる
関係法令
義務化される熱中症対策を
学ぶことができます

暑さ指数28以上か気温31℃以上で
連続して1時間以上か一日あたり4時間を超えて行う作業

＜事業所に義務付けされる熱中症対策＞
「報告体制の整備」「実施手順の作成」「関係労働者への周知」

開催日

2025年7月5日（土）

受付：13時～ 開講：13:15

開催場所

キャタピラー教習所株式会社 東関東教習センター
千葉県柏市十倉二丁目313 日本キャタピラー内

お問い合わせ お申し込みは
労働局長登録教習機関

COT キャタピラー教習所
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

東関東教習センター

04-7133-2126

キャタピラー教習所の

熱中症予防

2025年
6月1日

罰則付義務化
改正省令
施行

お早め
にご対応を

管理者向け安全衛生教育

厚生労働省：「労働安全衛生規則」一部改正省令2025年4月15日交付

熱中症予防安全衛生教育
(作業管理者向け)
基安発0229第1号(平成28年2月29日)

講習科目		講習時間※
		0, 5時間コース (3.5時間)
学科	熱中症の症状	30分
	熱中症の予防方法	2時間30分
	緊急時の救急処置	15分
	熱中症の事例	15分

開催日

2025年7月5日(土)

受付開始時間：13:00

開講時間：13:15

開催場所

キャタピラー教習所株式会社 東関東教習センター
千葉県柏市十倉二313 日本キャタピラー内

受講料 13,000円(消費税・テキスト代込)

受講対象年齢 満18歳以上 *外国籍のお客様は事前にご相談下さい

定員 30名

お申し込みは、インターネット又はお電話(Tel04-7133-2126)にてご予約ください。
受講申込書(ホームページよりダウンロードできます:証明写真1枚、本人確認書類1部添付)
7月1日(火) 必着にてご郵送と講習料のお振込みをお願いします。

<郵送先>

〒277-0872 千葉県柏市十倉二313 キャタピラー教習所株式会社

<お振込先>

三菱UFJ銀行 柏中央支店(普通) 0720404 キャタピラー教習所株式会社

お問い合わせ お申し込みは

労働局長登録教習機関

COT キャタピラー教習所
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

東関東教習センター
04-7133-2126

